

諮問書

佐市商第 487 号
令和4年1月14日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀 様

佐賀市長 坂井 英隆



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

「多機能型情報メディア搭載AIカメラ」の設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び取扱いについて

2 諮問内容

資料「多機能型情報メディア搭載AIカメラの概要」のとおり

多機能型情報メディア搭載A Iカメラの概要（案）

1 目的

佐賀駅周辺整備や佐賀県によるSAGAサンライズパーク整備等の進展に伴い、中心市街地の玄関口となる佐賀駅周辺エリア（佐賀駅バスセンターを含む。）を中心に交流人口の拡大が期待される状況にあり、当該エリアから街なかへと人の流れを生み出すための効果的な方策が求められている。

この方策の一つとして、来街者のニーズに適応し、多様な人の流れ（回遊・消費行動）を創出するスマート街なかの実現に向けて、ICT、IoT、AI等の未来技術を活用し、情報発信機能、情報収集機能等を有した多機能型情報メディアを設置することとしている。

この多機能型情報メディアにおいて、中心市街地における人の流れに関するデータ（人流データ）を収集・分析するため、AIカメラを搭載し、個人情報を本人以外のものから収集し、取り扱うものである。

2 多機能型情報メディアの事業概要

(1) 実施期間

令和4年3月～

(2) 内容

別紙1のとおり

3 多機能型情報メディアの規格・仕様

別紙2のとおり

4 設置場所・台数

佐賀市中央大通りの沿線に3台設置する。

※設置場所は別紙3のとおり

5 運用体制

○管理者

佐賀市商業振興課長

○取扱者

・商業振興課 職員

・【委託事業者】未来技術活用によるまちづくり共同企業体
株式会社ローカルメディアラボ 牛島清豪、西ノ首有里子
株式会社ウェアサーブ 益田智

6 撮影する映像・保存方法

- ・A Iカメラは、来街者等を撮影し、その映像をデータとして取得するものとする。また、A Iカメラは常時稼働（メンテナンス時を除く。）するものとする。
- ・A Iカメラで取得した映像データは、多機能型情報メディア^{きょうたい}筐体内に搭載するPC上で稼働する映像解析アプリケーションソフト「Camlytics」で、人の流れに関するデータ（以下、「人流データ」という。）への変換処理を実施する。その際、映像データは蓄積せず、解析した10分おきの人流データのみをインターネット回線経由でクラウド上のサーバーに送信し蓄積する。
- ・映像データは、PCのハードディスクやクラウドサーバーには保存しない。ただし、管理者又は取扱者がA I分析の精度検証を行う場合に限り、24時間程度撮影した映像データをA Iカメラ内のSDカードに保存することがある。保存した映像データは精度検証以外の目的では使用せず、10日間以内に完全に消去するものとする。

7 映像データの閲覧

- ・A Iカメラの映像を常時映し出すモニターは設置しない。ただし、動作確認やメンテナンスを行うため、取扱者のPCからリモート接続で映像を確認できる仕様とする。
- ・管理者又は取扱者のみが映像データを閲覧できるものとする。
- ・メンテナンス用にリモート接続する場合も、IPアドレスによりアクセス制限をかけ、それ以外のインターネット環境からのアクセスができないよう対策を施す。

8 A Iカメラ設置に係る表示

A Iカメラを設置する箇所に、「A Iカメラ作動中」等と明記した貼り紙を掲示する。

9 鍵の管理

- ・多機能型情報メディアの筐体裏には鍵を設置し、管理者及び取扱者以外の者が機器を取り外すことができないようにする。
- ・この鍵は、取扱者のうち、未来技術活用によるまちづくり共同企業体の幹事社である株式会社ローカルメディアラボにおいて適切に管理する。

10 運用基準（案）

別紙4のとおり

11 データの外部提供

人流データのみを外部提供するものとし、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 提供対象

市民等

(2) 提供方法

多機能型情報メディアのサイネージ、専用ホームページ

(3) 内容

非個人情報である人流データ（多機能型情報メディアの前を通行した人数の集計結果）を提供するものとし、個人情報である映像データの外部提供は行わない。

(4) 期間

令和4年3月～

1.2 その他

令和4年7月から、実証事業の第2フェーズとして、AIカメラで取得する映像を元に、人数だけでなく性別・年代等の属性データを分析する機能を実装する予定である。属性データは個人情報には該当しないが、カメラで撮影した映像データの処理フローについては、改めて本審査会に諮った上で、事業実施を決定する。

多機能型情報メディア 事業内容

本事業は、佐賀市中心市街地における来街者、居住者の回遊促進、それに伴う消費活性化を目的としている。これらを実現するためには、当該の対象者向けに、利便性に優れ、より鮮度の高い情報を届けることが必要である。これらを実現するため、街なかに多機能型情報メディアを設置し、情報の発信と収集を行う。

情報発信機能

多機能型情報メディアによるリアルタイムな情報発信を実現

- 気象に関する情報
通常の天気予報に加え、降雨アラートなどリアルタイムの降雨情報などを発信する。
- 公共交通に関する情報
多機能型情報メディアの最寄りのバス停におけるリアルタイムな運行情報を表示し、人々の移動を支援する。
- 状況に応じた情報発信
季節、曜日、時間帯など、様々なシチュエーションに応じた生活情報、街なかの情報を発信する。

情報収集機能

IOTセンサーによる情報収集を実装

- 環境センサー
多機能型情報メディアには、それぞれに設置地点の環境データをリアルタイムに取得する環境センサーを実装する。取得するデータは、「温度、湿度、照度、気圧、騒音」。取得データは、10分おきにデジタルサーネージに表示し、当事業で設置するクラウドサーバーのデータベースに格納する。
- AIカメラ **※今回の諮問事項**
多機能型情報メディアの上部に、人流データ解析用のネットワークカメラを搭載する。ネットワークカメラによって、常時、多機能型情報メディアの周辺の映像を撮影し、AI分析システムを活用して周辺に何人いるのかを判別し、クラウドサーバーのデータベースに人流データとして保存する。

公衆無線LAN機能

- 多機能型情報メディアには、Wi-Fiルーターを設置し、公衆無線LANとしてインターネット環境を提供する。接続に際しては、メールアドレス認証方式をとり、30分の接続時間制限を設けるものとする。

多機能型情報メディア筐体設計 【概略仕様書】

- ① 筐体は以下のイメージで、モニターは「55インチ縦型」を予定
(写真は他社導入のモデル)



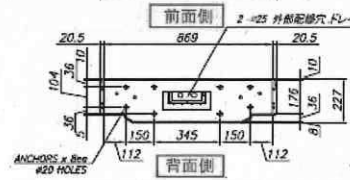
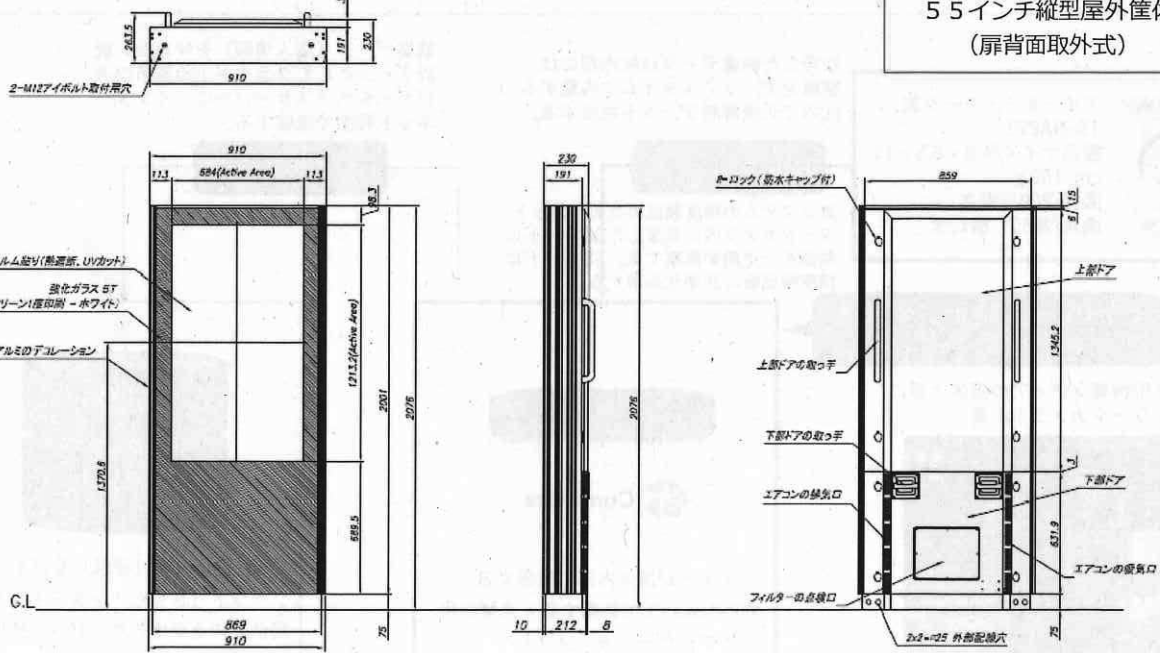
※イメージ写真

- ② 筐体サイズは、次ページの「参考図面」を基本とし、上部に「カメラ」を設置するスペースを設けるため、その分の高さを変更となる予定

1

多機能型情報メディア筐体設計 【概略仕様書】

＜外形参考図＞
55インチ縦型屋外筐体
(扉背面取外式)



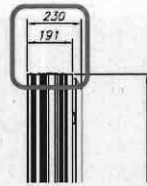
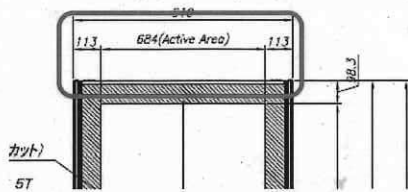
品名 (PART NAME)	材質 (MAT.)	単位 (UNIT)	備考 (REMARK)
株式会社 アシスト	製品名 (MODEL NAME)	55" Portrait Outdoor DID	
2019.01.31	製品名 (PART NAME)	Outside View	
単位	単位 (mm)	ASSEMBLY UNIT	PAINTING
製造	公差 1/14	kg	SUR.TREAT
図面	1 OF 1 SHEET	図番 (DRAWING)	19113_LAWCESSW-RDSD2_DV
図名		図尺	1/4

【参考図面】

2

多機能型情報メディア筐体設計 【概略仕様書】

- ③ 上部にカメラ用設置スペースを設ける。
カメラ穴は、円形が基本となる。



上部にカメラ用のスペース (BOX) が追加される。
(ディスプレイ部の冷気が分断されるため温度調節機能付専用FANを付ける)
※イメージ写真

【導入カメラ】IOデータ製「TS-NA220」 ※PoE接続

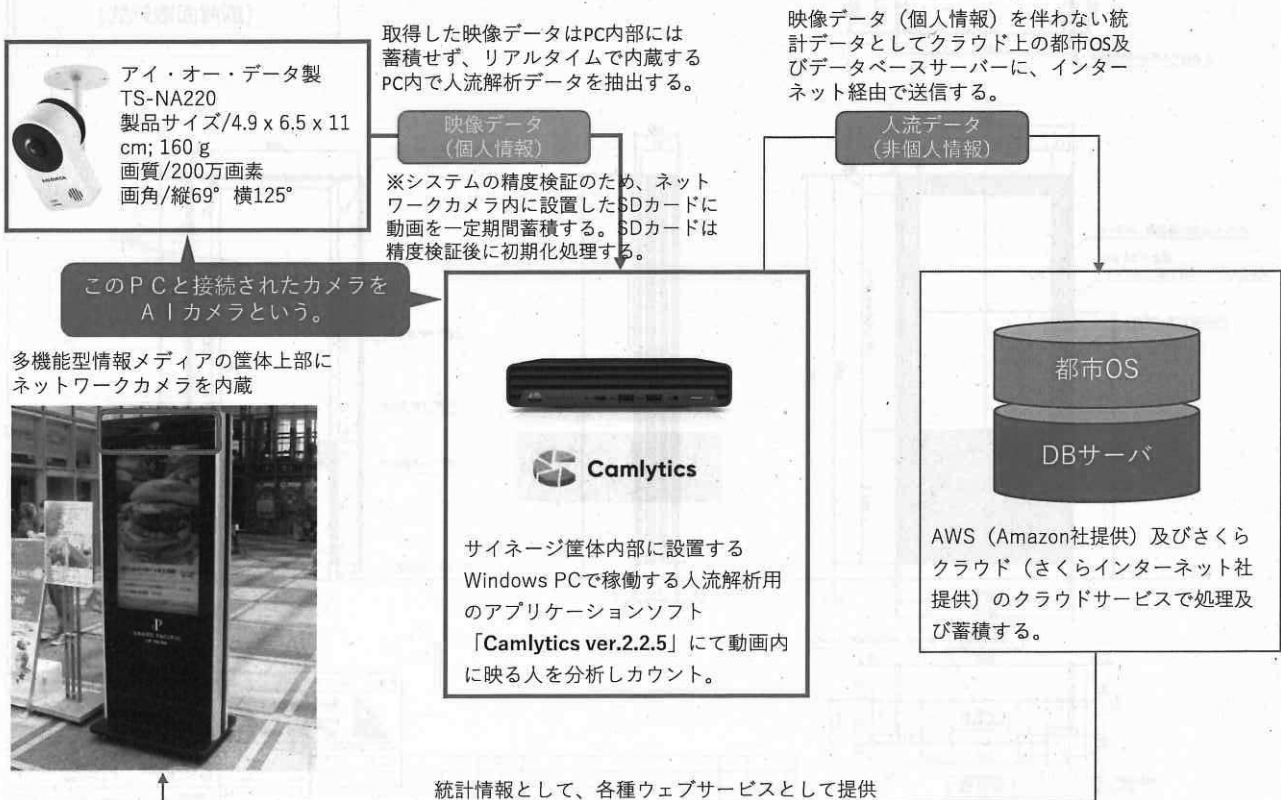
- ④ 内部に機器設置スペースを設ける。(2段程度の棚となる)

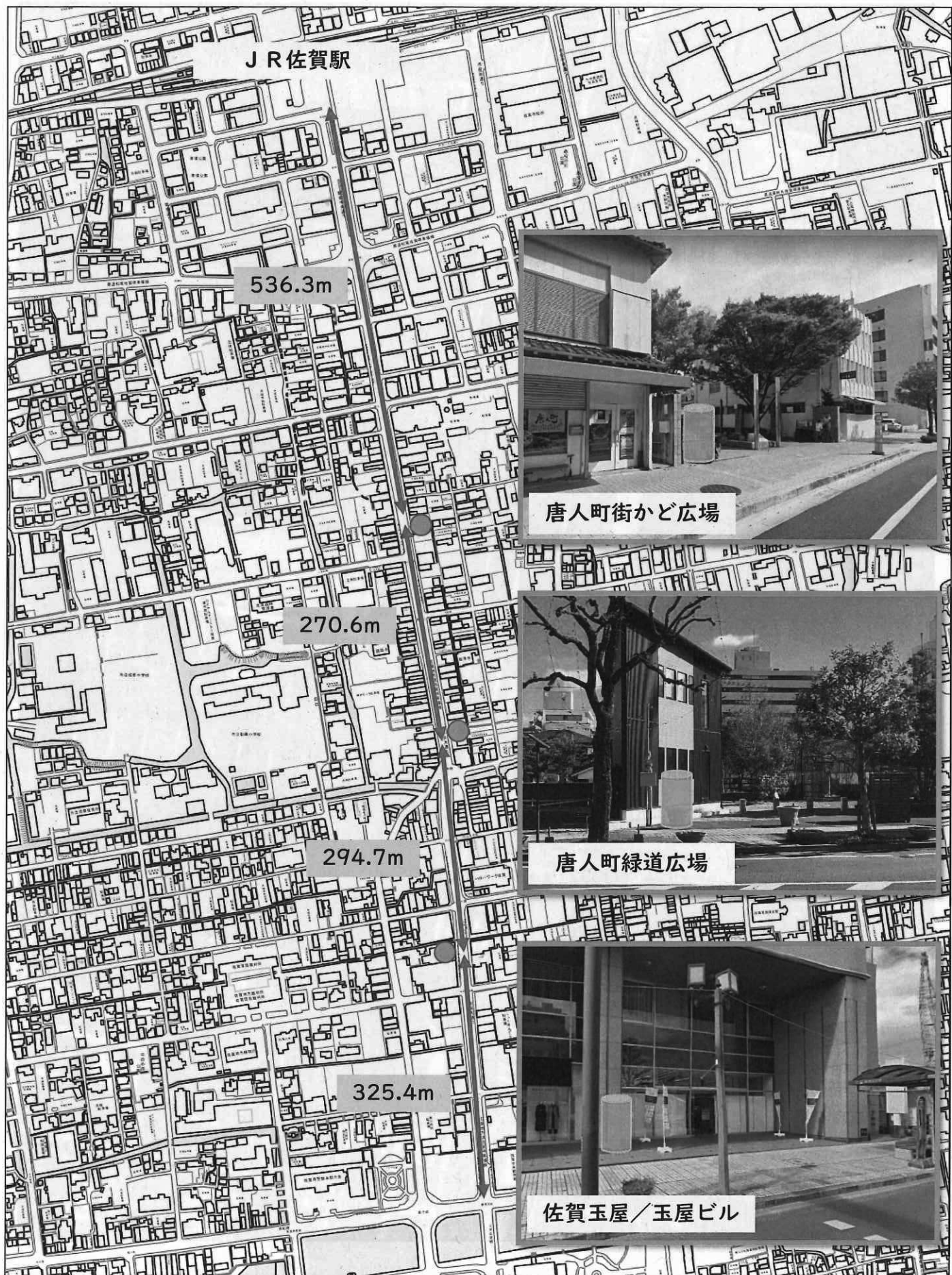


設置スペースサイズ
490(W) × 390(H) × 75(D)

- ⑤ 上部のBOXに「ケーブル導入口 (20mm程度)」を用意する。 ※不要時を考え、穴を塞ぐキャップ等を準備
⑥ サービスコンセントは4口準備 (AC100V)

多機能型情報メディアの規格・仕様【個人情報取得に係る機能仕様】





■ 唐人町街かど広場



■唐人町緑道広場



■佐賀玉屋／玉屋ビル

新築地画入図



多機能型情報メディア搭載AIカメラ運用基準（案）

（目的）

第1条 この運用基準は、来街者のニーズに適応し、街なかへの多様な人の流れ（回遊・消費行動）を創出するスマート街なかを実現するため、中心市街地内に設置する多機能型情報メディアに搭載するAIカメラ並びにこれにより記録された映像データ及び人流データの取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多機能型情報メディア 各種データの取得、デジタルサイネージによる情報発信等の機能を有した情報端末をいう。
- (2) ネットワークカメラ 来街者等を撮影するために多機能型情報メディアに搭載され、インターネットに接続されたカメラをいう。
- (3) AI分析システム ネットワークカメラが撮影した映像データを、個人を特定しない人の流れに関する情報として分析し、把握することのできるAIソフトウェアがインストールされたPCをいう。
- (4) AIカメラ AI分析システムと接続されたネットワークカメラをいう。
- (5) 中心市街地 佐賀市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化エリアをいう。
- (6) 映像データ ネットワークカメラで撮影されたデータをいう。
- (7) 人流データ 映像データをAI分析システムで分析することによって得られた人の流れに関するデータをいう。

（設置）

第3条 AIカメラは多機能型情報メディアに搭載するものとし、多機能型情報メディアは中心市街地内に設置するものとする。

2 ネットワークカメラで撮影する範囲は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。

（設置の掲示）

第4条 AIカメラを設置するときは、AIカメラを設置し人流データを取得している旨を撮影区域内の見やすい場所に視認できる方法で掲示するものとする。

（管理者及び取扱者）

第5条 AIカメラの適切な運用及び管理を図るため、AIカメラ管理者（以下「管理者」

という。)及び取扱者を置く。

- 2 管理者は、商業振興課長とする。
- 3 取扱者は、多機能型情報メディアの管理運用業務に従事する者とし、委託事業者もこれに含まれるものとする。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(映像データの取扱い)

第6条 映像データは、即時にAI分析システムによる分析を行い、人流データを取得した後、即時に破棄するものとする。ただし、AIカメラに係る分析精度の検証及び保守管理を行う場合に限り、管理者又は取扱者は映像データを閲覧又は保存することができるものとし、保存した映像データは10日間以内に完全に消去するものとする。

- 2 映像データは、人流データの作成又はAIカメラに係る分析精度の検証若しくは保守管理のみを目的として使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならないものとする。
- 3 映像データは、管理者又は取扱者以外のものに貸与、譲渡、複写提供してはならないものとし、閲覧させてはならないものとする。

(人流データの取扱い)

第7条 人流データとして取得するデータの項目は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 取得した人流データは、加工して多機能型情報メディア及びホームページで市民等に公開するものとする。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、AIカメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月●日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

項目名	内容
集計開始日時	yyyy-mm-dd HH:MM:SS
人数	ライン線を基準に IN 方向へ移動した人数
	ライン線を基準に OUT 方向へ移動した人数
	IN/OUT の合計